

STOP! 労働災害 2023

実施期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

1 運動目標

- (1) 死亡災害を撲滅させる
- (2) 労働災害を5年連続増加に歯止めをかけ減少に転じさせる
- (3) 特に多発している『転倒災害』を減少させる
- (4) 新型コロナウイルス感染症による労働災害を減少させる



4日以上休業死傷者数

宇都宮労働基準監督署管内における労働災害の推移(平成6年～)



2 課題と実施事項

(1) 行動災害の防止対策

- 転倒災害 ➡ 転倒災害防止に向けたハード、ソフト両面からの対策
- 腰痛災害 ➡ 腰痛対策ガイドラインの推進、介護職員の身体負担軽減のためノーリフトケアの導入等

(2) 高年齢労働者の災害防止対策

- ➡ エイジフレンドリーガイドラインに基づく安全衛生確保の取組

(3) 業種別の多発災害に対する重点取組事項

- ➡ A. 在来型災害の防止に向けた対策の徹底
- ➡ B. 雇入れ時教育の充実・徹底、経験年数に合わせた再教育の実施及び充実
- ➡ C. 外国人労働者に対し母国語に翻訳された教材を用いるなどわかりやすい方法による教育の実施
- 製造業 ➡ 機械による挟まれ巻き込まれ防止対策
- 建設業 ➡ 建設三大災害(墜落、倒壊、重機災害)に関するリスクアセスメントの実施
- 運送業 ➡ 荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく措置
- 運送業以外 ➡ 自社構内で行われる運送業社の災害防止への協力
- 第三次産業 ➡ 正社員以外の労働者に対する安全衛生教育の確実な実施

(4) 自発的な活動の推進

- ➡ A. トップの決意表明
- ➡ B. 年間安全衛生計画の作成
- ➡ C. 労働者参加型の活動の実施(危険予知活動、ヒヤリハット活動、リスクアセスメント等)
- ➡ D. 「SEFEコンソーシアム」の表彰制度等の活用・取組及び参加

(5) 新型コロナウイルス感染症の基本的感染対策の推進(政府の方針により変更することがあります。)

- ➡ A. 手洗い・消毒、咳エチケット、こまめな換気等基本的感染対策の徹底
- ➡ B. テレワークや時差出勤、オンライン会議等の導入